

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。当事業所におきましても加算算定を行っております。当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、2020年度からの算定要件で、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当社における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

○入職促進に向けた取り組み：経験、未経験問わず、幅広く職員を募集しています。また、職業魅力度向上のため、職業体験の受け入れをしております。ご希望の方はお気軽にご連絡ください。

○資質の向上やキャリアアップに向けた支援：専門のコンサルタントと契約し、定期的な相談の機会を設けています。また、上位者と定期的に面談を行い、相談等の機会を設けています。

○両立支援・多様な働き方の推進：職員の事情に応じ、短時間正規職員の採用、希望があればパートから正社員登用の機会を設けております。また、有給休暇取得促進のため、有給取得目標を定め、有給取得状況の確認を行っています。

○腰痛を含む心身の健康管理：全職員健康診断を実施するとともに、症状が軽いうちに併設のクリニックでの診療を促しています。また、建物内は禁煙としています。業務等に関する相談が出来るよう、コンサルタントと契約しております。

○生産性向上のための業務改善の取組：現場課題の見える化として、情報の共有を図っております。業務手順の作成を行っています。記録作業用にノートパソコンを採用し、業務量が縮減できました。

○やりがい・働きがいの醸成：地域の児童の職場体験、見学を受け入れております。ご希望の方はお気軽にお問合せ下さい。利用者やその家族からの謝意等をいただいたときは、全体で共有し、介護へのモチベーションを高めます。